

公布された規則のあらまし

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第二九号）

1 現業職給料表を改正したことに伴い、現業職給料表昇格時号給対応表の改正を行うこととした。（別表第五関係）

2 新たな職が設置されることに伴い、所要の改正を行うこととした。（別表第三及び別表第八関係）

3 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第三〇号）

1 佐賀県障害児通所給付費等不服審査会委員の報酬日額及び旅費の額を定めることとした。（別表関係）

2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三一号）

1 特定任意講習の手数料のうちチャレンジテスト及び特定任意高齢者講習以外の特定任意講習に係るものの額を改定することとした。（別表関係）

2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三二号）

1 特定非営利活動促進法の改正に伴い、控除対象寄附金等指定申請書について所要の改正を行うこととした。（様式第三号その六関係）

2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。